



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年1月17日 No.709

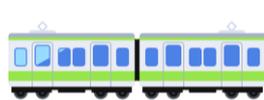
管理者等の指示業務は「あらかじめの業務」なのか？

現在、JR東日本の各乗務員区所において乗務員運用行路表内に「駅業務」や「企画業務」などに従事する「その他時間」が指定され、乗務員の働き方が大きく変わりました。しかし「その他時間」は就業規則等にルールとして定められていますが、各支社や現場の運用方法は統一されていません。

駅案内や改札業務



車内点検や清掃



企画業務



など

ダイヤ改正前に業務があるから「その他時間」を設定できる

業務内容や
時間の記載



「あらかじめ他の業務」が定められているのだから乗務員運用行路表には明確な業務指示の記載が必要

各支社や各区所、管理者等の判断により運用の実態は様々

○乗務員運用行路への明記など

- ・乗務員運用行路表に業務内容を明記している区所としていない区所がある。
- ・乗務員運用行路表に「その他時間」の開始、終了時刻が明記されていない区所がある。
- ・同じ作業なのに区所によって「その他時間」や「付加時間」と労働時間の扱いが違う。

○社員発信の企画業務、定例訓練、説明会、指導の一口伝達など

- ・「あらかじめ他の業務」があるにも関わらず、社員発信の業務申請が管理者等の判断により「その他時間」での業務として許可がされている。

**「その他時間」
管理者等の判断で**

**開始、終了時間が変わってませんか？
指示業務が人によって変わってませんか？**

**乗務員は乗務員運用行路表に基づいて同じ業務を行う
だからこそ明確な業務指示でなければならない
その他時間の運用は人がルールとなってはだめだ！**